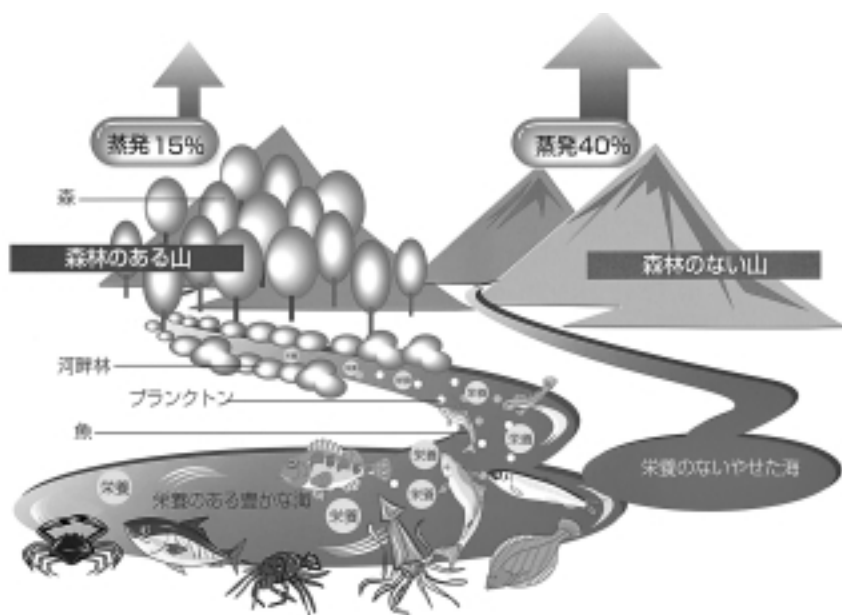




大津町の環境対策の原点といえる、平成七年に発覚した瀬田裏原野における産業廃棄物の不法投棄事件は、熊本県と行為者による撤去改善作業が十五年一月に完了しました。今後は、環境に対する暗いイメージの払拭と牧野等の利活用の取り組みが必要です。大津町は、水資源の確保・地下水涵養・防災対策等として、広葉樹の森の造林及び植林に取り組むために、「環境の森」構想を立ち上げ、自然を大切にすることから出発し、地域でともに考える制度等を構築していく方向です。

「環境の森」構想



豊かな森林をもつ山々に降った雨水は、そのまま蒸発するのが15%。川となり流れ出るのが25%。森に貯まり、地下水になるのは60%にもなります。その水は魚介類の餌となるプランクトンや海藻を育てる養分を含んだまま海に流れます。

森林のない山では地下水になるのがたったの10%で、残りの90%は蒸発したり、流れ出たりしています。下流の海は必然的に栄養のないやせた海になってしまいます。



十六年度より三年間、一行政区につき一年間五十万円を限度として補助金の交付と役場職員のアドバイザーを派遣し、自分たちの力で安全・安心で楽しい地域づくりをしようというもの。「ミニ特区事業」は、地域を見つめ直し、特色を生かした事業に取り組むことでコミュニティ（地域の連帯）を図り、自立した人や地域をつくる事業です。子どもから高齢者まで一人ひとりが輝く地域づくりという理想を実現するために、補助金を出し一定のルールのなかで一步を踏み出す取り組みです。

「ミニ特区」事業

大津町日本一まちづくり「ミニ特区事業」

必須事業(必ず取り組んでいただく事業)

独自事業

(地域独自で取り組んでいただく事業)

防災活動

環境活動

あいさつ活動

- ①自主防災組織の整備
- ②現況調査と地図作成
- ③訓練の実施

現在、大津町で取り組んでいる「環境美化推進事業」が必須項目になります。

- ①あいさつ通りの設定
- ②あいさつ標語の作成